

第7章 公共的施設の適正配置と整備

第7章 公共的施設の適正配置と整備

教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などに配慮するとともに、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら十分に検討した上で、適正な配置及び整備を行うことを基本とします。

新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ事業の効果などを十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効利用・相互利用するなど、財政負担の少ない効率的な運用に努めます。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムのネットワーク構築等必要な整備を図ります。